



アスター

NAO Letter

N A O 税 理 士 法 人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

10月

(神無月) OCTOBER

9日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

ワンポイント 価格転嫁サポート窓口

原材料費やエネルギー価格、労務費などの上昇分を、中小企業等が発注側企業に適切に価格転嫁するための支援体制強化として中小企業庁が全国47都道府県の「よろず支援拠点」に7月新設した相談窓口。窓口では、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援などのサポートを行っています。

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税／8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 10月31日
(労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

自社株の売買 ～個人、法人への売却に伴う課税関係



会社が発行する株式を、売買や相続・贈与によって所有者が変わることは、上場株式だけではなく、同族会社が発行する株式、いわゆる「自社株」でも起こりうることです。特に最近では、親族ではなく第三者に事業を承継させることなど自社株を売却するケースも増えてきています。

自社株を売却する際に、売却価格が適正な価格ではない場合には、思わぬ税金が発生することがありますので、留意する必要があります。

一 個人に売却した場合

個人から個人に対して自社株を売却した場合、譲渡所得に対して15・315%の所得税（復興特別所得税を含む）と、5%の住民税が課税されます（図1参照）。

個人から個人に対して自社株を売却したときの譲渡価額と時価との間に差額がある場合、その差額は買主から売主、または売主から買主に対する贈与として、贈与税が課税されます。

例えば、時価が3000万円、の自社株を5000万円で売却した場合、売却額と時価との差額の2000万円は、買主から売主への贈与となります（次頁表参照）。

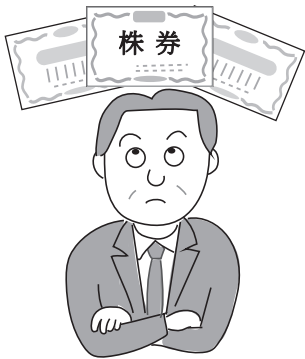
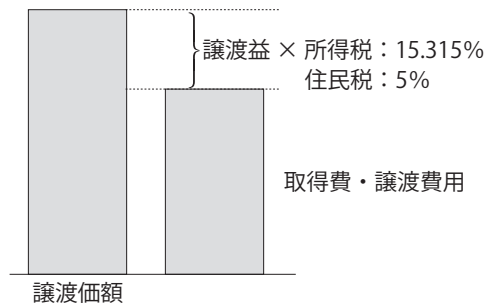


図1 個人・発行法人以外の法人に対する
非上場株式の譲渡



二 発行法人以外の法人に 売却した場合

個人から発行法人ではない法人に対して自社株を売却した場合は、売却先が個人の場合と同様に譲渡所得に対して所得税などが課税されます（図1参照）。

譲渡価額が時価より高額な場合、その差額は個人の一時所得として所得税などが課税されます。ただし個人が売却先の法人の役員や従業員である場合には、給与所得になります。

一方、買主の法人については、差額は売主に対する寄附金又は

給与となり、寄附金の損金不算入や役員給与の損金不算入などの規定が適用されます。

譲渡対価が時価の2分の1未満の低額で自社株を譲渡した場合には、売主である個人は時価で譲渡したものとみなされます。

例えば、時価が3000万円の自社株を1000万円で売却した場合、個人は3000万円で売却したものとみなして所得税などの計算をすることになります。買主である法人については、時価と譲渡対価との差額に対して法人税が課税されます。また、資産を低額で譲り受けたことによって買主である法人の株式の価値が増加した場合に、その増加した部分については、売主から買主である法人の株主に対して贈与がされたものとして、贈与税が課税されます。

三 発行法人に売却した場合

売却先の法人がその自社株の発行法人である場合、譲渡対価のうち一部については、配当金の支払いを受けたものとみなされて、所得税などが課税されます。これを「みなし配当」とい

取得します。ただし、相続等により
 年10月以内に譲渡した場合に

表 譲渡対価と時価との間に差額がある場合の特別な課税関係（売主が個人の場合）

(1) 譲渡対価>時価

買主	売主に対する課税	買主に対する課税	株主に対する課税
個人	贈与税が課税	なし	なし
発行人以外の法人	一時所得又は給与所得として所得税等が課税	差額を売主に対する寄附又は給与として課税	なし
発行人	一時所得又は給与所得として所得税等が課税	原則なし（※1）	なし

※1：損益取引と資本等取引との混合取引と認定される場合は、売主に対する寄附又は給与（寄附金課税・役員給与の損金不算入など）

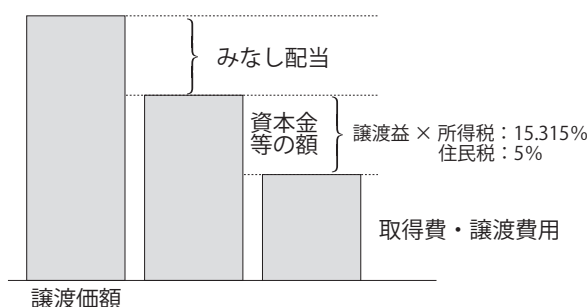
(2) 譲渡対価<時価

買主	売主に対する課税	買主に対する課税	株主に対する課税
個人	なし	贈与税が課税	なし
発行人以外の法人	対価が時価の1/2未満の場合、時価譲渡とみなす	時価と譲渡対価との差額に対して法人税が課税	買主である法人の株式の価値の増加分について贈与税が課税
発行人	対価が時価の1/2未満の場合、時価譲渡とみなす	原則なし（※2）	株式の価値の増加分について贈与税が課税

※2：損益取引と資本等取引との混合取引と認定される場合は、時価と譲渡対価との差額に対して法人税が課税

は、みなし配当課税は行われません。配当金の支払いとみなされなかった部分については、株式の譲渡収入として取り扱われますので、個人に売却した場合と同様に譲渡所得の所得税などが課税されます（図2参照）。譲渡価額が時価より高額な場合、その差額は個人の一時所得として所得税などが課税されます。ただし個人が売却先の法人の役員や従業員である場合には、給与所得になります。発行法人については、自己株式の取得は資本等取引になり、すので、資本金等の額及び利益積立金額を減少させることになり、ます。ただし、その取引が何らかの利益移転を目的としたものと認められ、損益取引と資本等取引との混合取引であると認定される場合には、譲渡対価と時価との差額が売主に対する寄附または給与になります。譲渡価額が時価より低額な場合、譲渡価額が時価の2分の1未満であれば、時価で譲渡したものと同みなされます。買主である法人については、何らかの利益移転を目的とした取引と認め

図2 発行法人に対する非上場株式の譲渡



られ、損益取引と資本等取引との混合取引と認定される場合には、時価と譲渡対価との差額に対して法人税が課税されます。また、自己株式を低額で譲り受けたことによって株式の価値が増加した場合、その増加部分については、売主から発行法人の株主に対して贈与がされたものとして、贈与税が課税されます。

少額の減価償却資産に該当するかの判定の例示

少額の減価償却資産に該当するものについて、例示とともに確認してみましょう。

1 少額減価償却資産の例示

(1) 使用可能期間が1年未満のもの

「使用可能期間が1年未満のもの」とは、法定耐用年数でみるのではなく、その法人の営む業種において一般的に消耗性のものと認識され、かつ、その法人の平均的な使用状況、補充状況などからみて、その使用可能期間が1年未満であるものをいいます。

例えば、テレビ放映用のコマーシャルフィルムは、通常、減価償却資産として資産計上し、法定耐用年数2年で減価償却しますが、テレビ放映期間は1年未満であることが一般的です。したがって、テレビ放映の期間が1年未満のものは、「使用可能期間が1年未満のもの」に該当します。

(2) 取得価額が10万円未満のもの

この取得価額は、通常1単位として取引されるその単位ごとに判定します。

例えば、応接セットの場合は、通常、テーブルと椅子が1組で取引されるものですから、1組で10万円未満になるかどうかで判定します。また、カーテンの場合は、一つの部屋で数枚が組み合わされて機能するものですから、部屋ごとにその合計額で判定します。

2 留意点

上記1(2)の減価償却資産については、令和4年4月1日以後に取得などをした減価償却資産については貸付け（主要な事業として行われるものは除きます。）の用に供したものが除かれます。

また、事業の用に供した事業年度においてその取得価額の全額を損金経理している場合に、損金の額に算入できます。したがって、いったん資産に計上したものをその後の事業年度で一時に損金経理をしても損金の額に算入できません。

未納付の源泉徴収税額に対する還付手続

給与所得者等が、未払の給与等に係る源泉所得税（源泉徴収票等に内書された未徴収税額）について、還付申告書を提出した場合には、どのような手続きが必要となるのでしょうか。

給与所得者等が還付申告をする場合において、未払の給与等があるときは、その給与等から所得税の源泉徴収が行われないため、源泉所得税が未納付となっています。この場合は、給与所得者等が還付申告書を提出したとしても、未払給与等が支払われて源泉徴収されるまでは還付されません。

その後、未払の給与等が支払われ、これに対して源泉徴収された場合には、その還付申告書を提出した給与所得者等が遅滞なく「源泉徴収税額の納付届出書」を自身の管轄の税務署長に提出し、その還付を受けることになります。

外国の地方公共団体が課す罰金

Q 外国の地方公共団体が裁判手続（刑事訴訟手続）以下、「裁判手続等」といいます。）を経て課す罰金は、損金の額に算入できますか。

A とはできません。損金の額に算入することとはできません。

内国法人が納付する外国又はその地方公共団体が課する罰金または料料（以下、「罰金等」と

いいます。）に相当するものについては、国内の罰金等と同様、損金の額に算入しないこととされています。ここでいう外国又はその地方公共団体が課する罰金等に相当するものとは、裁判手続等を経て外国又は外国の地方公共団体により課されるものをいうこととされています。なお、いわゆる司法取引により支払われたものも、裁判手続等を経て課された罰金等に相当するものとされています。